

平成23年度 第1回 高松市美しいまちづくり審議会 資料
～ 高松市景観計画の策定状況について ～



目 次	
第1章 景観計画の位置づけと構成	1
第2章 景観計画における規制・誘導の内容	2
第3章 高松市景観計画（概要）	3
第4章 今後のスケジュール	5

平成23年 11月10日(木)
高 松 市

第1章 景観計画の位置づけと構成

■美しいまちづくり条例に基づく施策体系図について

平成21年度～平成22年度

美しいまちづくり条例（基本条例）

目的：美しいまちづくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、その総合的かつ計画的な実施を図り、もってさらに魅力ある美しいまちづくりを進めることを目的とする。

基本理念： **①良好な景観の保全・形成・創出** **②環境美化の推進** **③市民・事業者との協働**

目標像：だれもが暮らしたい、訪れたいと感じる 美しいまち 高松

美しいまちづくり基本計画

【定める内容】…基本理念・目標・基本方針・施策・実現化方策・取組項目

美しいまちづくりの推進について【概要】

取 組 項 目	実施主体
①市全域における景観形成 ・景観計画の策定 ・屋外広告物等の規制と誘導	市 (※1)
②特定の地区（景観モデル地区）における景観形成	住民
③住民発意による景観形成	住民

※1…私権の制限の強化に関する規制内容については、住民発意による景観形成に向けた情報提供等に努める。

基本計画に定める目標を推進するための方策

平成23年度

都市景観審議会

景観計画（景観法に基づく計画）

【定める内容】

- 景観計画の区域 ○区域内における良好な景観の形成に関する方針
- 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
- ・市全域に関する事項 ・特定の地区に関する事項
- 屋外広告物の行為の制限に関する基本的な事項

→ 改正

都市景観条例

平成24年度

屋外広告物の行為の制限に関する事項（規制誘導内容）

【検討事項】

- 屋外広告物の意匠・形態・色彩
- 適用範囲、申請手数料等の見直し
- 違反広告物の減少に向けた取組（既存不適格・違反広告物の取扱い）

→ 改正

屋外広告物条例

その他の事業等

- 喫煙禁止区域の設定（環境美化条例） ○不法投棄防止パトロール事業
- たかまつマイロード事業 ○屋上、壁面緑化事業 など

■景観計画の構成

区域

第1章 景観計画区域 (法第8条第2項第1号)

1. 景観計画区域の設定
【一般区域／景観形成重点地区】

↓

ルール（方針と基準）

第2章 目標および基本方針

第3章 良好な景観形成に関する方針 (法第8条第2項第2号)

- ◆市全域における景観形成方針（ゾーン別景観形成方針）

 1. ゾーン別の景観特性
 2. ゾーン別の景観形成方針

- ◆景観重点地区における景観形成方針

 1. 地区の景観特性
 2. 地区の景観形成方針

第4章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項 (法第8条第2項第3号)

- ◆届出対象行為と届出の流れ

 1. 景観誘導の基本的考え方
 2. 市全域の届出対象行為
 3. 景観形成重点地区の届出対象行為
 4. 届出の流れ

- ◆景観形成基準

 1. 一般基準（ゾーン別基準）
 2. 景観形成重点地区の特定基準

第5章 景観重要建造物・樹木の指定方針 (法第8条第2項第4号)

第6章 その他、景観形成に必要な事項 (法第8条第2項第5号)

1. 屋外広告物の表示および掲出物件の設置に関する事項
2. 景観重要公共施設の整備に関する事項 等

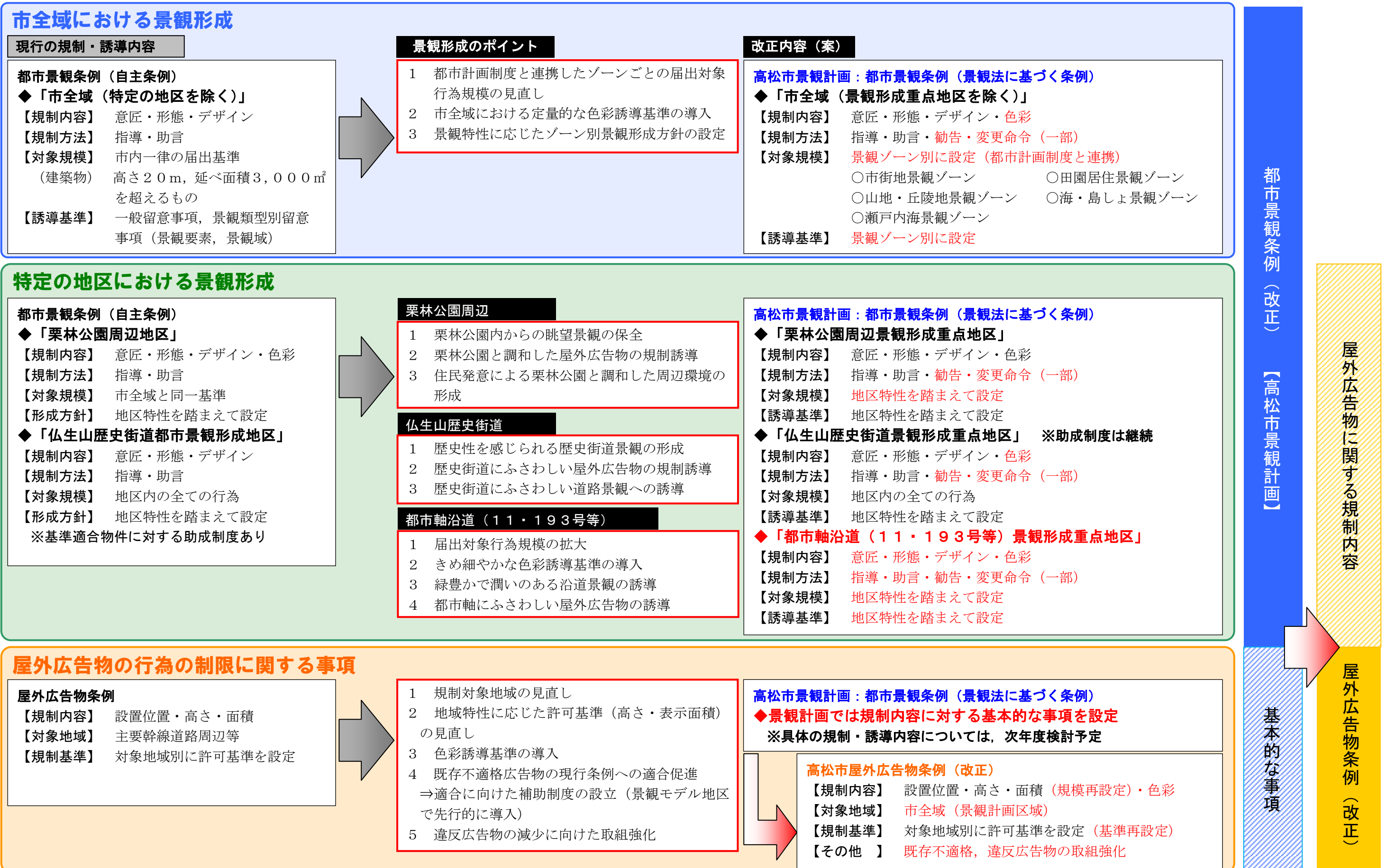
↓

仕組み

第7章 協働による景観形成の仕組みと体制

1. 景観形成推進体制
2. 協議および審査に関する体制
3. 活動支援に関する体制

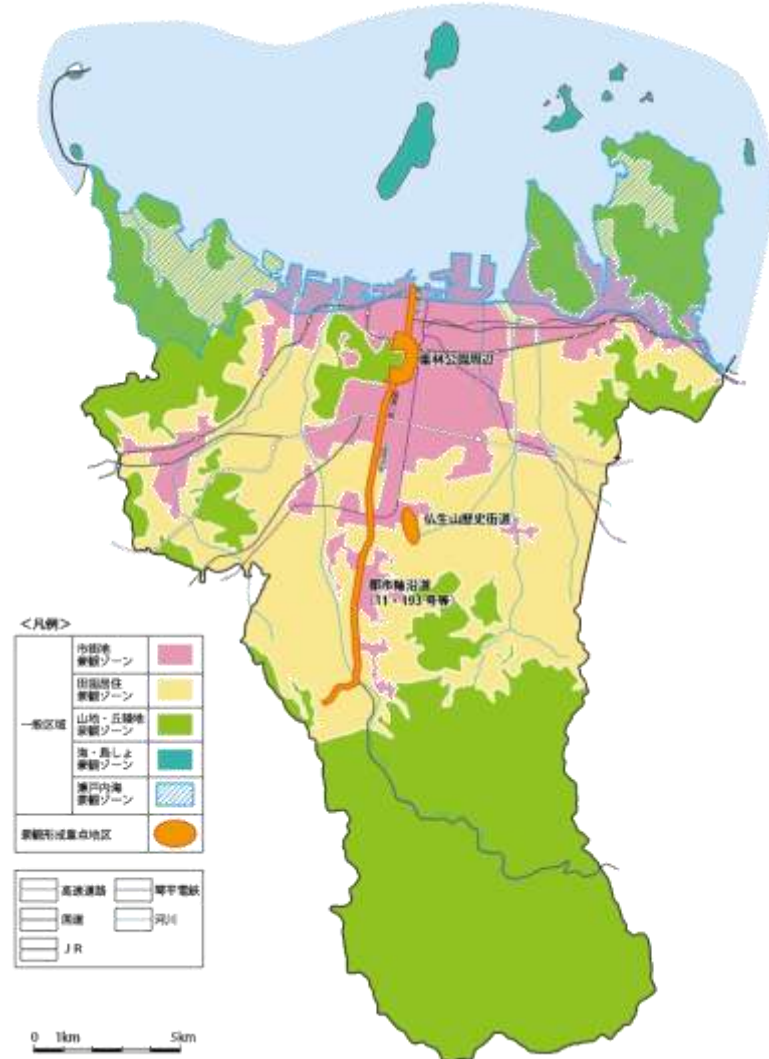
第2章 景観計画における規制・誘導の内容



第3章 高松市景観計画（概要）

1 市全域（一般区域）における届出対象行為および景観形成基準（改正ポイント）

■位置図（一般区域，景観形成重点地区）



地区区分 (現行の都市景観条例)	届出対象行為				景観形成基準
	建築物	工作物	広告物	開発行為	
市全域	■高さ > 20 m ■延べ面積 > 3,000 m ²	■高さ > 20 m	■高さ > 10 m ■表示面積 > 100 m ²		<input type="checkbox"/> 市内一律の形成基準設定 <input type="checkbox"/> 色彩基準：なし

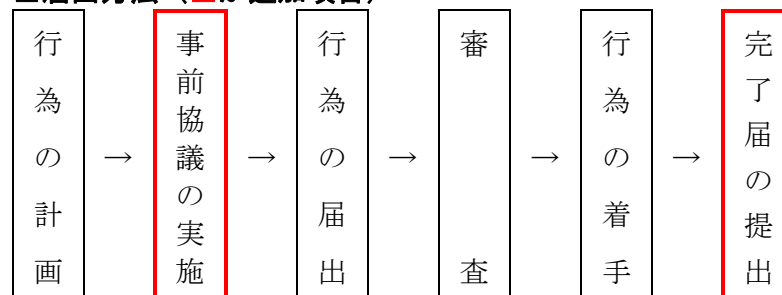
景観法に基づく景観計画の策定および条例改正後

地域区分（ゾーン区分） 用途地域等	届出対象行為（景観形成重点地区を除く。）				景観形成基準									
	建築物	工作物	広告物	開発行為										
市街地（商業・工業系） 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域	■高さ > 20 m ■延べ面積 > 3,000 m ² 【変更なし】	■高さ > 10 m	広告物については、掲出物件の設置を伴う場合は、工作物として、審査実施。 ※それ以外の部分については、屋外広告物条例で審査対象とする。	■区域面積 > 3,000 m ²	<input type="checkbox"/> 景観ゾーン別の形成基準設定 <input type="checkbox"/> 色彩基準：あり <table border="1"> <tr><th>色相</th><th>彩度</th><th>明度</th></tr> <tr><td>Y, YR, R</td><td>6以下</td><td>—</td></tr> <tr><td>その他</td><td>2以下</td><td>—</td></tr> </table>	色相	彩度	明度	Y, YR, R	6以下	—	その他	2以下	—
色相	彩度	明度												
Y, YR, R	6以下	—												
その他	2以下	—												
市街地（住宅系） 第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種・第二種・準住居地域	■高さ > 10 m ■延べ面積 > 1,000 m ²				<input type="checkbox"/> 景観ゾーン別の形成基準設定 <input type="checkbox"/> 色彩基準：あり <table border="1"> <tr><th>色相</th><th>彩度</th><th>明度</th></tr> <tr><td>Y, YR, R</td><td>4以下</td><td>—</td></tr> <tr><td>その他</td><td>2以下</td><td>—</td></tr> </table>	色相	彩度	明度	Y, YR, R	4以下	—	その他	2以下	—
色相	彩度	明度												
Y, YR, R	4以下	—												
その他	2以下	—												
田園居住 用途白地地域の区域 都市計画区域外														
山地・丘陵地 用途白地地域の区域 都市計画区域外														
海・島しょ 都市計画区域外														
瀬戸内海景観ゾーン <input type="checkbox"/> 届出対象行為 市街地，田園居住，山地・丘陵地で定める行為 <input type="checkbox"/> 景観形成基準 瀬戸内海への眺望に配慮する形成基準を設定 ■適用除外となる行為等について ・一戸建ての専用住宅として建築されるものは届出対象行為から除外。 ・建築物の外壁各面の20%までは、アクセント色として色彩基準外の色彩の使用が可能。														

■規制方法（景観法に基づく景観計画の策定）

現行	条例改正後
<input type="checkbox"/> 指導・助言	<input type="checkbox"/> 指導・助言 <input type="checkbox"/> 勧告 <input type="checkbox"/> 変更命令（一部） <input type="checkbox"/> 氏名公表

■届出方法（□が追加項目）



2 景観形成重点地区における届出対象行為および景観形成基準（改正ポイント）

地域区分	規制・誘導方針	届出対象行為			景観形成基準																		
		建築物	工作物	開発行為																			
栗林公園周辺地区 【範囲】 栗林公園周辺から500mの範囲 	<input type="checkbox"/> 栗林公園の眺望景観の保全から公園の緑と調和した周辺の景観形成に向けた規制・誘導の実施。 <input type="checkbox"/> 栗林公園内の眺望地点から望見される建築物等については、 <u>勧告の実施。</u>	■高さ > 10m ■延べ面積 > 500㎡ ※一戸建ての専用住宅は適用除外。（市全域と同一）	■高さ > 10m	■区域面積 > 3,000㎡ 【市全域と同一基準】	<input type="checkbox"/> 景観形成重点地区別の形成基準設定 <input type="checkbox"/> 色彩基準：あり ■色彩基準1 <table border="1"> <tr><th>色相</th><th>彩度</th><th>明度</th></tr> <tr><td>Y, YR, R</td><td>4以下</td><td>—</td></tr> <tr><td>その他</td><td>2以下</td><td>—</td></tr> </table> ■色彩基準2（望見される場合） <table border="1"> <tr><th>色相</th><th>彩度</th><th>明度</th></tr> <tr><td>Y, YR</td><td>3以下</td><td>4以上</td></tr> <tr><td>その他</td><td>2以下</td><td>7以下</td></tr> </table> 	色相	彩度	明度	Y, YR, R	4以下	—	その他	2以下	—	色相	彩度	明度	Y, YR	3以下	4以上	その他	2以下	7以下
色相	彩度	明度																					
Y, YR, R	4以下	—																					
その他	2以下	—																					
色相	彩度	明度																					
Y, YR	3以下	4以上																					
その他	2以下	7以下																					
仏生山歴史街道 【範囲】 歴史街道に隣接する範囲 	<input type="checkbox"/> <u>連続性のある歴史街道景観の保存・形成の実施。</u> <input type="checkbox"/> 適合物件に対する補助制度は継続 <input type="checkbox"/> 歴史街道（県道岩崎高松線）における、 <u>無電柱化に向け、景観法に基づき、『景観協議会』の設置を検討。</u>	■高さ 全ての行為 ■延べ面積 全ての行為	■高さ 全ての行為	■区域面積 全ての行為 【変更なし】	<input type="checkbox"/> 景観形成重点地区別の形成基準設定 <input type="checkbox"/> 色彩基準：あり <table border="1"> <tr><th>色相</th><th>彩度</th><th>明度</th></tr> <tr><td>Y, YR, R</td><td>4以下</td><td>—</td></tr> <tr><td>その他</td><td>1以下</td><td>—</td></tr> </table> 	色相	彩度	明度	Y, YR, R	4以下	—	その他	1以下	—									
色相	彩度	明度																					
Y, YR, R	4以下	—																					
その他	1以下	—																					
都市軸沿道（11・193号等） 【範囲】 サポート高松から高松空港までの道路端から30mの範囲 	<input type="checkbox"/> 高松を印象づける緑豊かな沿道景観の形成に向けた規制・誘導の実施。 ・都市軸からのセットバックによる公開空地の確保 ・緑化の推進 ・屋外広告物の誘導	■高さ > 10m ■延べ面積 > 500㎡ ※一戸建ての専用住宅は適用除外。（市全域と同一）	■高さ > 10m	■区域面積 > 3,000㎡ 【市全域と同一基準】	<input type="checkbox"/> 景観形成重点地区別の形成基準設定 <input type="checkbox"/> 色彩基準：あり <table border="1"> <tr><th>色相</th><th>彩度</th><th>明度</th></tr> <tr><td>Y, YR, R</td><td>4以下</td><td>—</td></tr> <tr><td>その他</td><td>2以下</td><td>—</td></tr> </table> 	色相	彩度	明度	Y, YR, R	4以下	—	その他	2以下	—									
色相	彩度	明度																					
Y, YR, R	4以下	—																					
その他	2以下	—																					

3 屋外広告物に関する基本的な事項（具体の規制・誘導内容については、次年度検討。）

1 規制対象地域の見直し 建築物等と一体的に規制・誘導の実施を検討	2 屋外広告物の色彩誘導基準の検討 建築物等に対する色彩基準併せ、屋外広告物の基準を検討	3 地域特性に応じた許可基準の見直し 景観ゾーン、景観形成重点地区別に許可基準の設定を検討
4 既存不適格広告物への適合促進 既存不適格広告物の適合促進に向けた補助制度等を検討	5 違反広告物の減少に向けた取組強化 建築物等に対する行為の制限と一体的な景観形成に向けた取組強化の実施を検討	

第4章 今後のスケジュール

